

# 高齢者施設における避難具の実態と課題

階段避難車安全推進協議会  
代表 美澤 暁彦

# 老人福祉施設に避難はしごを設置？？？



## 2018年2月陳情書を自民党・公明党へ提出

### ○陳情要旨

老人福祉施設における避難器具の設置基準の見直しをしていただきますよう、関係機関への働きかけをお願い申し上げます。

### ○陳情理由(一部抜粋)

現在の消防法では階段を使わないで避難できる物が避難器具となっています。消防施行令第二十五条において、その避難器具を設置しなければならないため、老人ホームなどの福祉施設にも避難はしごや緩降機など、車いす利用者や高齢者などの災害弱者が利用できない物が設置されています。～

～ 益々高齢化が進む中、南海トラフ地震の発生確率も上がっている状況下で、法整備を早急に進めていただきたく陳情させていただきます。

わたしたちが 安全推進に取り組んでいます

要援護者のことを考えた階段避難の法整備を！

**ans**  
エイ・エヌ・エス株式会社  
<http://ans-jp.com/>



スキッド非常用階段避難車

**Sunwa**  
株式会社サンワ  
<http://www.sunwa-jp.co.jp/>



キャリダン

 トライリンクス株式会社  
トライリンクス株式会社  
<https://www.tri-links.com/>



階段対応車イス Best-Chair\*

# 階段避難車安全推進協議会

**KOHKEN**  
コーケンメディカル株式会社  
<http://www.kohkenmed.co.jp/>



イーバック+チェアミニ

**TECHNO GREEN SALES**  
テクノグリーン販売株式会社  
<https://technogreen.co.jp/>



エクセルチェア

・2017年9月1日発足

・会員企業

【正会員】

エイ・エヌ・エス株式会社

コーケンメディカル株式会社

株式会社サンワ

テクノグリーン販売株式会社

トライリンクス株式会社

【賛助会員】

東洋一通商

消防法施行令 第四款 避難設備に関する基準 第二五条

防火対象物 \ 階	地 階	二 階	三 階	四階又は五階	六階以上の階
前項第一号の防火対象物	避難はしご 避難用タラップ	すべり台 緩降機 避難橋 避難用タラップ	すべり台 救助袋 緩降機 避難橋	救助袋 避難橋	救助袋 避難橋
前項第二号の防火対象物	避難はしご 避難用タラップ	すべり台 すべり棒 避難ロープ 避難はしご 緩降機 避難橋 避難用タラップ	すべり台 避難はしご 救助袋 緩降機 避難橋 避難用タラップ	救助袋 緩降機 避難橋	救助袋 避難橋
前項第三号の防火対象物	避難はしご 避難用タラップ		すべり台 避難はしご 救助袋 緩降機 避難橋 避難用タラップ	救助袋 緩降機 避難橋	救助袋 緩降機 避難橋

# 消防法に規定される避難器具

- 避難用タラップ
- 避難用はしご
- 緩降機
- 避難用すべり台
- 救助袋
- 避難橋

## 避難用タラップ（3階までの建物）



避難用タラップとは、階段状のもので、使用の際手すりを用いるものをいう。高さが4メートルを超えるものにあつては、高さ4メートルごとに踊場を設ける。

## 避難はしご(3階までの建物)



避難はしごとは、金属製のものと、それ以外のものに分類され、それぞれにおいて、使用方法により、固定はしご、立てかけはしご、吊り下げはしごの3種類に分類できる。



# 緩降機（3階までの建物）



緩降機とは、使用者が他人の力を借りずに自重により自動的に連続交互に降下することが出来る機構を有する。

## 避難用滑り台(3階までの建物)



滑り台とは、防火対象物の窓やバルコニーなどと地上との間を鋼板製などの台で連絡し、滑り降りることによって地上に避難することのできる構造物のことである。

## 救助袋(2階以上の建物)



救助袋とは、高層階から地上に避難する際に使用する避難器具で、布製筒状のものをいう。人は筒の中を滑って避難する。斜めに降りる斜降式のもの、垂直に降りる垂降式のものがある。

## 避難橋(2階以上の建物)



**避難橋とは、火災時に、屋上または途中階から他の建築物へ避難するため、建築物相互を連結する橋状の構造物のこと。橋げた、床板、巾木、手すりなどから構成される。**

	認知症対応型共同生活介護 (認知症グループホーム)		介護老人保健施設 (老健施設)		介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	
	平成22年	平成28年	平成22年	平成28年	平成22年	平成28年
総数	127,858	172,862	282,645	305,548	396,356	473,800
要介護1	24,057	32,052	25,960	34,641	12,139	10,376
要介護2	33,256	43,922	50,391	56,888	34,770	28,884
要介護3	36,246	46,427	71,830	73,729	81,692	108,828
要介護4	22,007	29,834	76,645	81,851	128,360	169,095
要介護5	12,191	20,357	57,317	57,243	139,062	155,809
その他	101	270	502	1196	333	808
					厚生労働省公表資料より抽出	

設 問	選択肢	要 介 護 度						参 考		
		自立	要支援1	要介護1相当	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	要支援2	要介護1
起き上がり	できる	66%	30%	18%	14%	11%	3%	0%	15%	20%
	つかまれば可	34%	70%	81%	83%	74%	40%	6%	85%	79%
	できない	0%	0%	1%	3%	15%	57%	93%	0%	1%
歩行	できる	95%	54%	26%	18%	14%	4%	1%	27%	33%
	つかまれば可	5%	46%	72%	71%	50%	22%	4%	73%	63%
	できない	0%	0%	2%	12%	36%	74%	95%	0%	3%
座位保持	できる	93%	74%	60%	48%	35%	12%	2%	60%	59%
	自分で支えれば可	6%	21%	30%	36%	37%	22%	4%	30%	31%
	支えが必要	1%	5%	10%	16%	27%	63%	67%	9%	10%
	できない	0%	0%	0%	0%	1%	3%	27%	0%	0%
両足での立位	できる	100%	85%	61%	39%	25%	6%	1%	65%	65%
	支えが必要	0%	15%	38%	58%	61%	39%	7%	35%	34%
	できない	0%	0%	0%	2%	15%	54%	92%	0%	1%
移動	自立	99%	95%	75%	39%	19%	4%	0%	86%	80%
	見守り等	1%	5%	21%	43%	33%	8%	1%	13%	17%
	一部介助	0%	1%	4%	15%	30%	29%	5%	2%	3%
	全介助	0%	0%	0%	3%	18%	59%	94%	0%	0%
移乗	自立	100%	100%	88%	53%	20%	3%	0%	93%	92%
	見守り等	0%	0%	12%	41%	39%	8%	1%	6%	7%
	一部介助	0%	0%	1%	6%	32%	44%	9%	0%	0%
	全介助	0%	0%	0%	0%	8%	46%	90%	0%	0%
立ち上り	できる	57%	8%	5%	5%	4%	1%	0%	4%	7%
	つかまれば可	43%	92%	94%	93%	76%	34%	5%	96%	92%
	できない	0%	0%	0%	2%	20%	65%	95%	0%	0%
片足での立位	できる	87%	16%	8%	5%	4%	1%	0%	9%	14%
	支えが必要	13%	81%	80%	66%	45%	15%	2%	85%	77%
	できない	0%	2%	12%	29%	51%	84%	98%	6%	9%

出展：認定審査会委員テキスト2006より抜粋

# 避難器具の設置状況

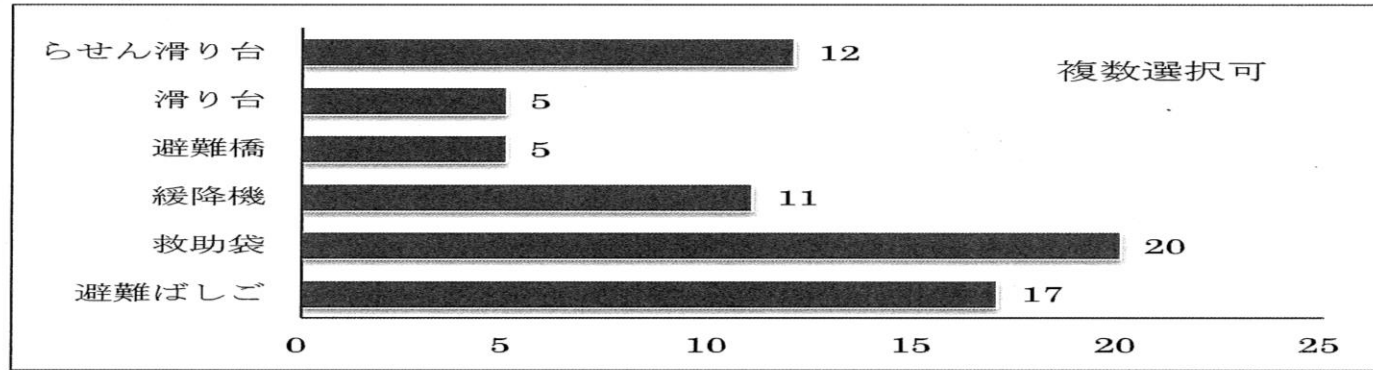


図 19-1 避難器具の設置状況 (有料老人ホーム n=113)

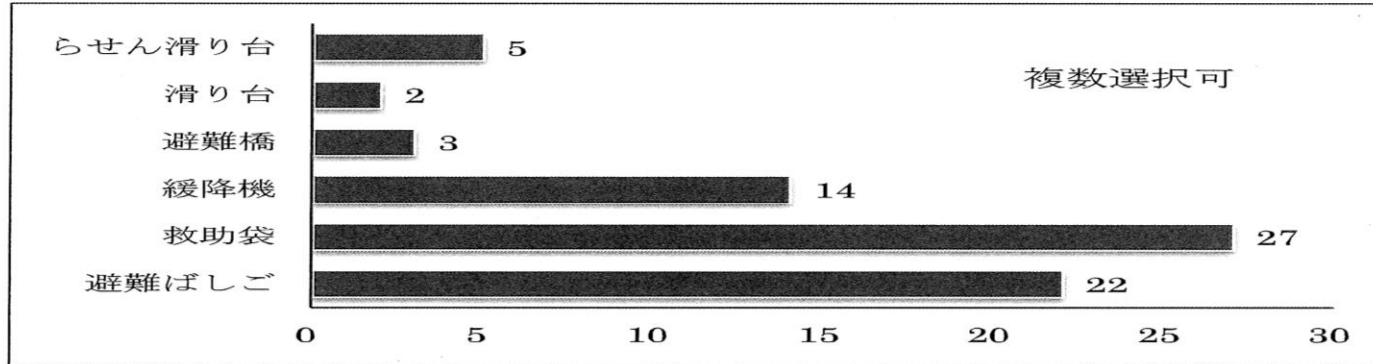


図 19-2 避難器具の設置状況 (サービス付き高齢者向け住宅 n=146)

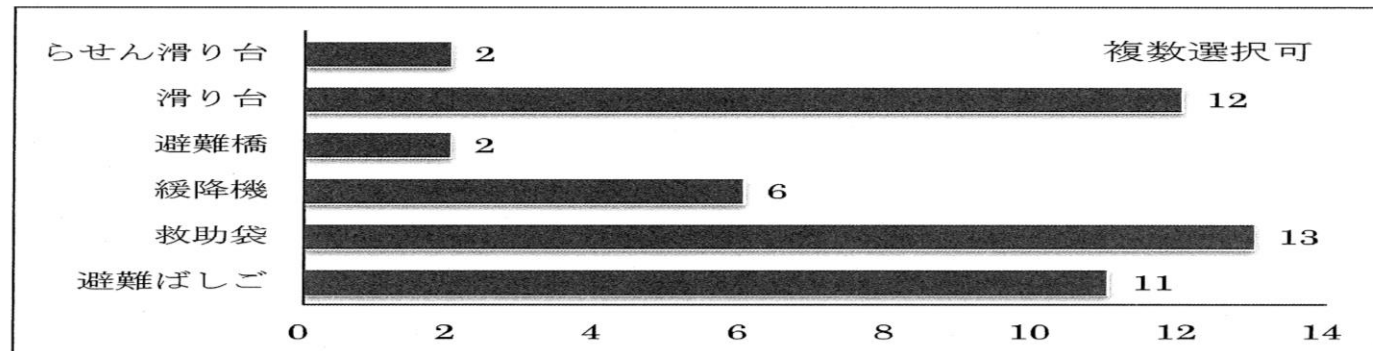


図 19-3 避難器具の設置状況 (認知症高齢者グループホーム n=360)

# ■避難器具の設置状況等について

平成30年7月20日現在

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

	施設名	法人名	所在地	消防計画 (避難マニュアル)	H29避難訓練 の回数	施設の階数 (最大階数)	施設の高さ	避難器具1		避難器具2		避難器具3		備考
								種類	設置数	種類	設置数	種類	設置数	
1	*****	*****	上尾市** *****	有	3回	3階	10.8m	滑り台	2					避難訓練は事業所全体で実施(合計で3回)
	*****	*****	上尾市** *****	有	3回	3階	14.5m	滑り台	1					本館と新館は渡り廊下で接続されている
	*****	*****	上尾市** *****	有	3回	3階	13.0m							特別避難階段があるため避難器具免除
2	*****	*****	上尾市** *****	有	2回	4階	17.8m	滑り台	1					
3	*****	*****	上尾市** *****	有	3回	2階	12.2m							避難用スロープがあるため避難器具免除
4	*****	*****	上尾市** *****	有	2回	2階	7.0m							避難用スロープがあるため避難器具免除
5	*****	*****	上尾市** *****	有	2回	3階	11.1m							特別避難階段があるため避難器具免除
6	*****	*****	上尾市** *****	有	2回	2階	9.7m							避難用スロープがあるため避難器具免除
7	*****	*****	上尾市** *****	有	2回	3階	10.0m							特別避難階段があるため避難器具免除
8	*****	*****	上尾市** *****	有	2回	2階	8.1m							屋外避難階段があるため避難器具免除
9	*****	*****	上尾市** *****	有	—	4階	15.1m							H30.3.1使用開始 特別避難階段があるため 避難器具免除
10	*****	*****	上尾市** *****	有	—	3階	11.7m							H30.4.1使用開始 特別避難階段があるため 避難器具免除



特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム)

	施設名	法人名	所在地	消防計画 (避難マニュアル)	H29避難訓練 の回数	施設の階数 (最大階数)	施設の高さ	避難器具1		避難器具2		避難器具3		備考
								種類	設置数	種類	設置数	種類	設置数	
1	*****	*****	上尾市** *****	有	2回	3階	9.8m							屋外避難階段があるため避難器具免除
2	*****	*****	上尾市** *****	有	1回	3階	11.4m							避難器具の設置義務なし(収容人員が少ない)
3	*****	*****	上尾市** *****	有	1回	2階	8.4m							屋外避難階段があるため避難器具免除
4	*****	*****	上尾市** *****	有	2回	2階	9.3m	滑り台	1					
5	*****	*****	上尾市** *****	有	2回	3階	9.6m							屋外避難階段があるため避難器具免除
6	*****	*****	上尾市** *****	有	0回	3階	11.5m	滑り台	1					

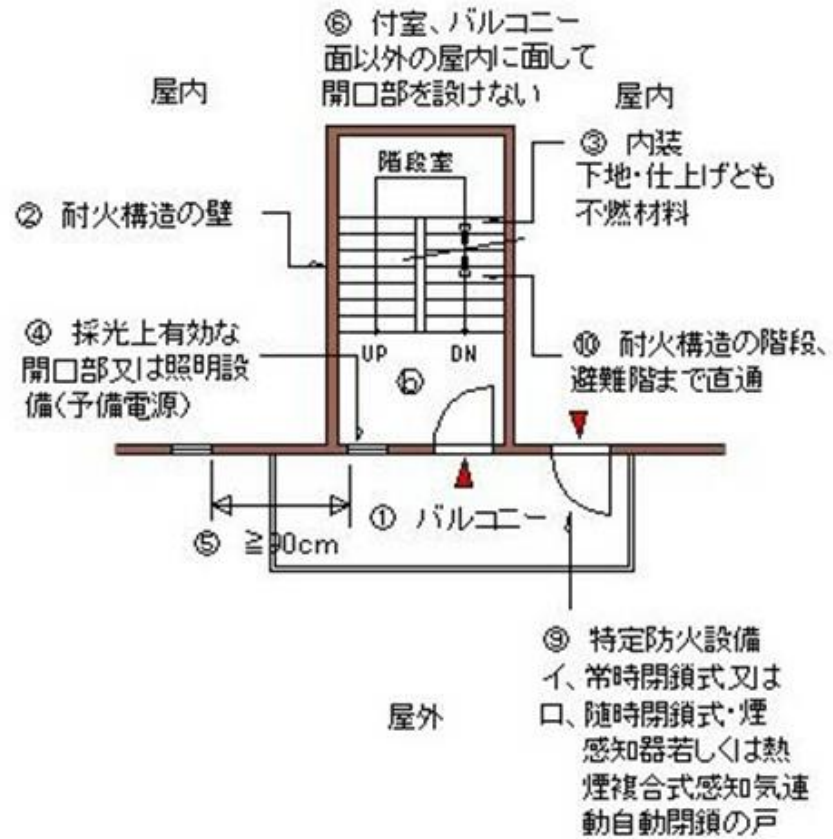
介護老人保健施設

	施設名	法人名	所在地	消防計画 (避難マニュアル)	H29避難訓練 の回数	施設の階数 (最大階数)	施設の高さ	避難器具1		避難器具2		避難器具3		備考
								種類	設置数	種類	設置数	種類	設置数	
1	*****	*****	上尾市** *****	有	2回	4階	14.9m	滑り台	1					
2	*****	*****	上尾市** *****	有	2回	3階	10.9m							避難用スロープがあるため避難器具免除
3	*****	*****	上尾市** *****	有	2回	4階	16.3m							屋外避難階段があるため避難器具免除
4	*****	*****	上尾市** *****	有	4回	3階	9.5m	滑り台	1					

認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

	施設名	法人名	所在地	消防計画 (避難マニュアル)	H29避難訓練 の回数	施設の階数 (最大階数)	施設の高さ	避難器具1		避難器具2		避難器具3		備考
								種類	設置数	種類	設置数	種類	設置数	
1	*****	*****	上尾市** *****	有	2回	2階	8.5m							屋外避難階段があるため避難器具免除
2	*****	*****	上尾市** *****	有	2回	3階	10.0m	避難はしご	2					
3	*****	*****	上尾市** *****	有	2回	3階	9.9m							避難器具の設置義務なし(収容人員が少ない)
4	*****	*****	上尾市** *****	有	2回	2階	8.5m	避難はしご	1					
5	*****	*****	上尾市** *****	有	2回	3階	9.9m							避難器具の設置義務なし(収容人員が少ない)
6	*****	*****	上尾市** *****	有	2回	3階	9.5m	避難はしご	1					グループホームは1階に入居
7	*****	*****	上尾市** *****	有	1回	2階	7.1m							避難器具の設置義務なし(収容人員が少ない)
8	*****	*****	上尾市** *****	有	2回	2階	9.0m							避難器具の設置義務なし(収容人員が少ない)
9	*****	*****	上尾市** *****	有	2回	2階	8.8m							避難器具の設置義務なし(収容人員が少ない)
10	*****	*****	上尾市** *****	有	2回	2階	6.9m							避難器具の設置義務なし(収容人員が少ない)
11	*****	*****	上尾市** *****	有	1回	2階	7.3m							避難器具の設置義務なし(収容人員が少ない)
12	*****	*****	上尾市** *****	有	2回	2階	9.1m							避難器具の設置義務なし(収容人員が少ない)

避難階段とは建築基準法施行令第122条で規定されている「屋内避難階段」「屋外避難階段」「特別避難階段」の3種類に区別されている。



**特別避難階段**とは、屋内避難階段の階段室の入口の手前に付室またはバルコニーを設けたもの。

**屋外避難階段**とは、大部分が屋外に解放され、直接外気に面するため煙が充満することのない避難階段。

## 避難用スロープ(傾斜路)とは



建築基準法施行令第26条(階段に代わる傾斜路)

1項1号:勾配は1/8をこえないこと。(水平に8m進む間に1m上がっているスロープ)

2号:表面は、粗面とし、又はすべりにくい材料で仕上げること。

# 英国規格によって制定されたイギリスの国家規格

- BS9999:2008 第46.1条

- この規格は

～障害者が健常者と同じように迅速に避難できなければならない。そしてビルオーナーや管理責任者は自らの責任において歩行困難者を避難させるための避難器具を設置しなければならない。～

## 階段避難車安全推進協議会会員企業 主な納品先

### 【国内】

国会議事堂

国土交通省

法務省

東京都庁

東京消防庁

宇宙航空研究開発機構

株式会社NTTドコモ

総合警備保障株式会社

三井石油開発株式会社

富士フィルム株式会社

トヨタ自動車株式会社

本田技研工業株式会社

大日本印刷株式会社

東京大学

北海道大学

京都大学

東北大学

関西大学

名古屋大学

早稲田大学

東京電力ホールディングス株式会社

日本銀行

三菱東京USJ銀行

羽田空港ターミナル

江戸東京博物館

帝国ホテル

京王プラザホテル

ウェスティンホテル東京

ヒルトン東京ベイ

第一ホテル東京

ロイヤルパークホテル

コンラッド東京

株式会社デンソー

株式会社リコー

株式会社テレビ朝日

ソニー株式会社

キャノン株式会社

アマゾンジャパン合同会社

富士通株式会社

日本マイクロソフト株式会社

佐賀県庁

### 【海外】

アメリカ合衆国国防総省

アメリカ航空宇宙局

アメリカ合衆国教育省

アメリカ湾岸警備隊

マイクロソフト社

英国航空社

ヒースロー空港

フォード社

ワシントンポスト社

ロッキード社

インテル社

フォルクスワーゲン社

ゼネラルモーターズ社

ワシントンポスト社

ペプシコーラ社

サンフランシスコ・ヒルトンホテル

コカコーラ社

ボストン・ウェスティンホテル

エッフェル塔

カリフォルニア大学

バージニア州最高裁判所

ワシントン州上院議会

ニューヨーク市立学校

オタワ国会議事堂

メルコ社

ゼネラルモーターズ社

ゼネラル・エレクトリック社

ロッキード・マーティン社

アメリカン・エキスプレス社

ティファニー社

北米日産社

ボーイング社

サンフランシスコ教育委員会

## 国会連絡室経由で「社会福祉施設の避難器具の設置に関するルール」について問い合わせ。

厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課・厚生労働省 社会・援護局保護課の2部局から回答。

### ●指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(省令)

#### 第44条 非常災害対策

指定障害者支援施設等は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設ける

(解釈通知)

「消火設備その他の非常災害に際して必要な設備」とは、**消防法その他法令等に規定された設備**を示しており、それらの設備を確実に設置しなければならない。

### ●救護施設、更生施設、授産施設及び宿泊提供施設及び運営に関する基準

第7条 救護施設等は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、

非常災害に対する具体的計画をたてておかななければならない。

(解釈通知)

「消火設備その他の非常災害に際して必要な設備」とは、**消防法第17条の規定に基づく消防用設備等**及び風水害、地震等の災害に際して必要な設備等をいうものであること。

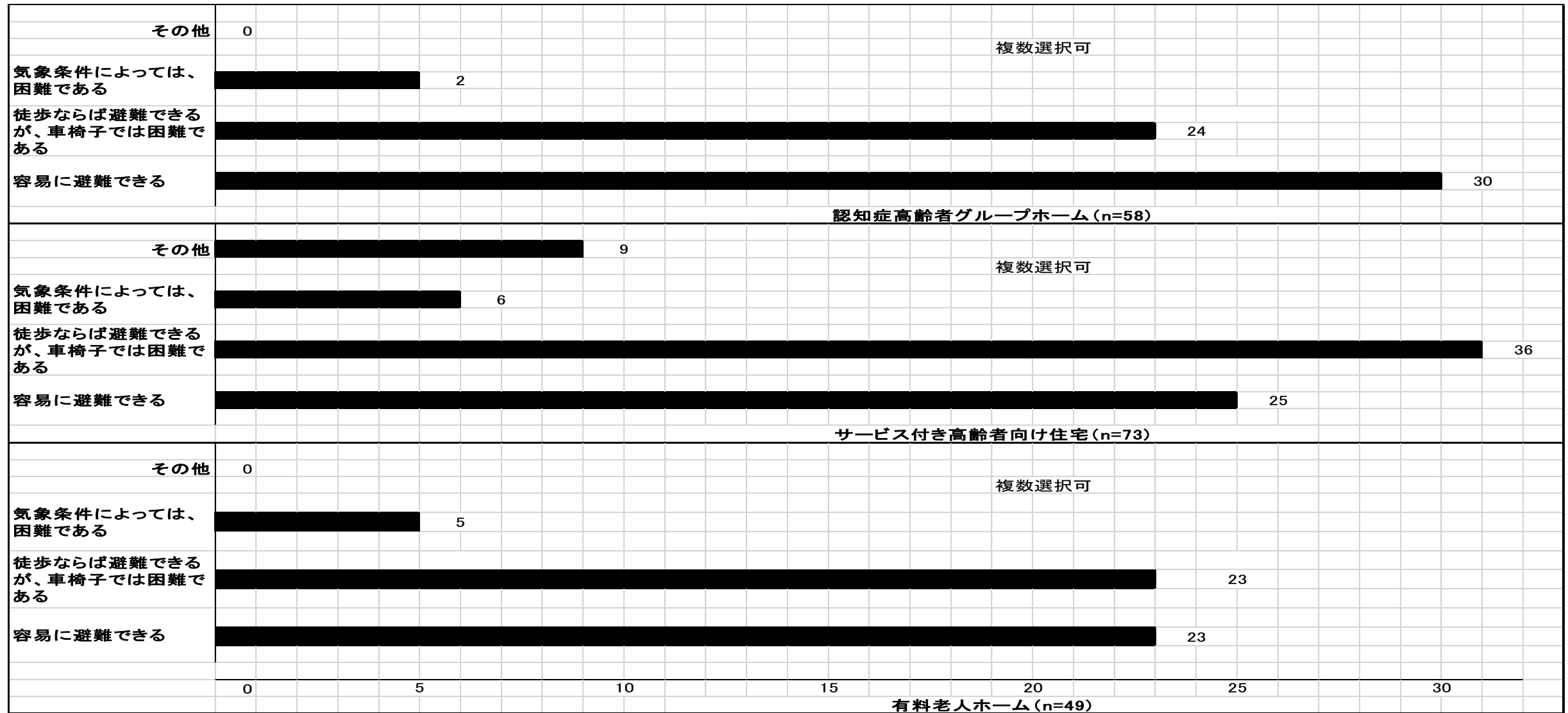
## 内閣府からの回答

- 「災害対策基本法」には、避難支援等関係者と連携した個別計画の策定を進めて行くこととの記載はあるが、**具体的な避難器具に関してはない。**

**「消防の規定に準ずる」としか基準がない。**その基準が消防法の避難器具であるため、あくまでも火災におけることが前提となっている。

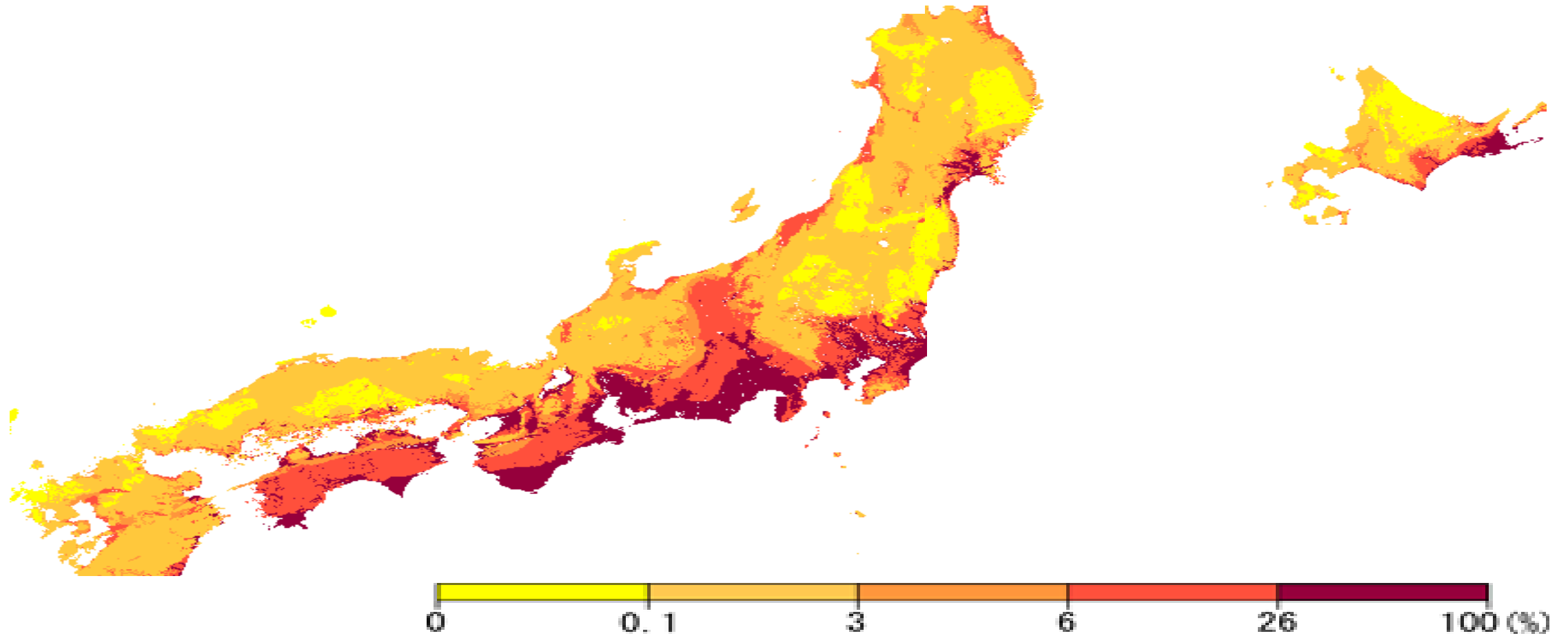
# 老人福祉施設の火災における総務省消防庁の見解

「老人福祉施設の火災の場合は、**バルコニーで消防が到着するまで待機と指導**している。水平避難は想定しているが、**垂直避難は想定していない**」





## 30年以内に震度6以上の地震の確率



予測される犠牲者は最悪の場合、32万3000人が死亡すると政府は試算した。うち23万人が津波による死、8万2000人が家屋倒壊、1万人が火災による死となっている。予測される倒壊家屋の数は240万棟に上る。

2013年「災害対策基本法」を改正。支援が必要な人をまとめた「避難行動要支援者名簿」の作成を市区町村に義務づけたが、2018年6月現在1687市区町村の4割が未策定。

2017年6月に「水防法等の一部改正」に伴い、要配慮者利用施設について避難確保計画作成及び避難訓練の実施が義務化（現行は努力義務）。

中央防災会議の報告書を踏まえ、大規模地震後に隣接地域で起きる後発地震への具体的備えを示す自治体や企業向けガイドライン案を2018年3月までに策定し、20年度の本格運用を目指す方針を示した。

緩降機や避難はしごは災害時において有効な避難手段ではあるが、車いす利用者・寝たきりの方などの階段歩行困難者にとっては決して有効な手段とはいえない。超高齢化社会における要介護者の増加は、災害弱者の増加を意味することである。「バリアフリー新法」や「障害者差別解消法」などバリアフリーに関する様々な取り組みがされても、その先にある**避難安全バリアフリー**にも目を向け、健常者と災害弱者とを同じ法の下に置くのではなく、避難対象に合った避難方法についての法整備は地震大国日本において急務である。法整備には高いハードルがありますが、誰もが安心して暮らせる世の中の実現に向けてこれからも活動を進めてまいります。

ご清聴いただきありがとうございました。